

檀原市立畝傍中学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このことから本校においては、全ての教職員が「いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である」との認識の下、学校教育全体を通して生徒一人ひとりが大切にされる存在で、まわりのなかまも同様に大切にされる存在であることを互いに理解し合う、なかまづくりをめざすものである。

また、教職員自らが「いじめを決して許さない」という決意の下、日常的かつ継続的に学級や集団に働きかけ、いじめの未然防止と早期発見に努めていく。さらに、いじめ問題への理解を深め、常に対応力を向上させるべく研鑽を積むとともに、全教職員が継続的に取組を進めることにより、学校生活の中で生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法 第2条」より

（2）いじめの認識

- いじめの加害生徒・被害生徒は、入れ替わることが得てして起こり得る。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒全員にアンテナを張るとともに、生徒全員を対象とした取組を行う。
- 「些細なこと」、「被害生徒にも問題がある」と早計に捉えず、あらゆるいじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろより家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。
- 一見けんかやふざけ合いのように見えても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、被害生徒の気持ちに寄り添い、いじめに該当するか否かを判断する。そして、いじめられた生徒は、いじめを受けた事実を自ら訴えることが心理的に容易ではなく相談しづらい状況にあること、その一方では、気付いてほしいという思いがあることに十分配慮しつつ、日頃から生徒の心の動きをきめ細かく観察する等、生徒理解に努める。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめ防止等のための組織〔22条〕 (別紙1 裏面)

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的かつ計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、生徒等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携に留意する。(別紙2 裏面)

3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。(別紙1・別紙2 裏面)

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒等が被害者は無論、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者の特定ならびに予見への取組には限界があることを理解し、未然防止の取組にも力を注ぐ。具体的には、学校の教育活動全体を通じて、生徒たちの豊かな情操や道徳心を育てる中で、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を養うことに努める。

(2) 早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さないために、生徒の話にじっくりと耳を傾け、生徒目線で物事を考える等、早い段階から関わりながらいじめを積極的に認知するよう努める。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。その際には、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒等に対して事情を確認した上で適切に指導することなどを、組織的に対応する。その際、当事者生徒の話をじっくり聴くなどし、つらい思いをしている生徒の気持ちを十分に理解した上で対応する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。いじめを行った生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行った背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを実施する。指導に当たっては、関係する生徒に対して慎重かつ丁寧に対応し、生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮する。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮の下に被害者の意向も考慮しつつ、速やかに警察等と連携して対応する。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいという認識の下、早々に解決したと判断せず、継続的な指導に努める。いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD(心的外傷後ストレス障害)傾向を示したりすることが考えられる。そ

ここで、引き続きいじめを受けた生徒を十分観察し、場合によっては医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行う。そして、いじめを生まない土壌づくりのため、生徒への取組の前提として、教職員間で相談・協力できる風通しの良いぬくもりのある職場環境をつくり、教職員が一致団結して取組を進める。また、生徒の主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開することを通して、生徒の居場所づくり、絆づくりを行う。そして、いじめを許容しない雰囲気醸成されるように努め、生徒の人権意識の高揚と自尊感情を高める取組を充実させる。

4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い、事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態のために設置する組織に協力するとともに、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

「地域と共にある学校」となるよう、いじめ防止についても本方針をはじめ、積極的に情報を発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において随時点検・検証を行い、必要に応じて見直しも行うこととする。